

## 「津山市いじめ問題対策基本方針」（改訂案）に対するパブリックコメントの実施結果について

### 1. ご意見提出者数と意見数

- ・提出者数 1人
- ・意見（感想）数 3件

### 2. ご意見・ご感想の内容

- ・基本方針（改訂案）全般 1件
- ・第2章 いじめ問題への対策のために津山市が実施する内容 1件
- ・第3章 2 いじめ問題対策委員会の設置 1件

### 3. ご意見の要旨と回答（別紙）

対象箇所	ご意見・ご感想の要旨（抜粋）	回答
基本方針（改訂案）全般	いじめた側への指導等の対策だけではなく、いじめられた理由を明確にし、原因を取り除くための施策が考えられてもいいのではないのでしょうか。	<p>いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為であり、いかなる理由があっても、いじめを正当化することはできません。まずは、いじめた側にいじめを止めさせる対策が求められます。</p> <p>一方で、いじめほどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものと認識しており、市内全小中学校で市及び学校の基本方針に沿った人権教育や道徳教育、体験活動等の充実を図るとともに、保護者や地域、関係機関等とも連携して、広く社会全体でいじめの未然防止につながる取組を進めていくことが必要と考えており、施策を具体化して参ります。</p>
第2章 いじめ問題への対策のために津山市が実施する内容	（冒頭で）「津山市基本方針に基づき、いじめの未然防止のための対策を・・・」と書かれていますが、「対策」ではなく「施策」のほうが適しているのではないのでしょうか。「対策」とするならば、「津山市基本方針に基づき、いじめ問題への対策を・・・」としたほうが適切だと思います。	第2章では、津山市が実施する内容についてまとめており、いじめの未然防止に関する対策は学校が具体的にを行います。したがって、「津山市基本方針に基づき、いじめの未然防止等のための施策を総合的に策定し、以下のように推進します。」と改めます。
第3章 2 いじめ問題対策委員会の設置	「いじめ対策委員会」の役割の中から「具体的で実効性のある校内研修の企画」が削除されていますが、「具体的で実効性のある校内研修の実施」として残すべきではないのでしょうか。	「いじめ対策委員会」の役割の中に、「学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成」があります。この中には、「校内研修の企画」も含まれるため、この度の改定案では削除することとしましたので、ご理解ください。